

参考

兵庫県美容師法施行条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 24 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 号及び第 13 条第 4 号並びに美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号。以下「政令」という。）第 4 条第 3 号の規定に基づき、条例に委任された事項を定めるものとする。

（美容所以外の場所で業を行うことができる場合）

第 2 条 政令第 4 条第 3 号の規定による美容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- （1） 社会福祉施設等からの求めに応じて美容を行う場合
- （2） 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると知事が認める場合

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第 3 条 法第 8 条第 3 号の規定による美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- （1） 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。
- （2） 手指のつめは、常に短くし、手指は、作業着手前、客 1 人ごとに石けん又は消毒液で洗うこと。
- （3） 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。
- （4） 皮膚に接しない器具で客 1 人ごとに汚染するものは、消毒又は洗浄して常に清潔に保つこと。
- （5） 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時有効なものを取り替えること。
- （6） 客の耳孔又は鼻孔は、そらないこと。
- （7） 衛生上有害なおそれのある薬品、化粧品等を使用しないこと。
- （8） 毛そりに用いる石けん液は、客 1 人ごとに取り替えること。
- （9） 感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。
- （10） 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指、使用した布片、器具等の消毒を完全に行うこと。
- （11） 昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪等の廃棄物の処理を完全に行うこと。
- （12） 法第 7 条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合には、前各号に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。

ア 携帯する器具は、消毒を行ったものであること。

イ 消毒薬及び消毒器並びに清潔なタオル等の布片を相当数携帯すること。

ウ 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。

(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第13条第4号の規定による美容所について講ずべき衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 隔壁により外部と完全に区分すること。
- (2) 作業場及び待合所を設けること。
- (3) 室内空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- (4) 待合所は、作業場に応じた適当な広さを有し、作業場と障壁により区画すること。
- (5) 作業場の床面積は、作業いす2脚までは9.9平方メートル以上とし、作業いす2脚を超えて1脚を増すごとに1.65平方メートル以上を増すこと。
- (6) 作業場の天井は、床面から2.1メートル以上の高さとし、じんあいの落下を防止できる構造とすること。
- (7) 作業場の床面は、清掃が容易に行える構造とすること。
- (8) 作業場には、器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。
- (9) 作業場には、石けん又は消毒液が備え付けられている流水式手洗設備を設けること。
- (10) 作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。
- (11) 作業場には、客に接する布片、紙片、消毒済の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。
- (12) 作業場は、美容に関係のない用途に使用しないこと。
- (13) 昆虫等の駆除に努めること。
- (14) 使用水は、原則として上水道を使用し、井戸水等を使用するときは、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (15) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (16) 自動車に設備を設けて美容の業を行う美容所については、前各号(第3号を除く。)に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。

ア 換気上有効な機械換気設備を設けること。

イ 飲用に適する水を供給する200リットル以上の容量の給水タンクを設けること。

ウ 給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。

エ 作業場の床は、作業中は支柱その他の設備により水平に固定しておくこと。

2 土地の状況、建築物の構造その他特別の事情により前項各号に掲げる措置を講ずることができない場合であって、かつ、衛生上支障がないと知事が認めるときは、これらの措置を講じないことができる。

附 則 略